

フィリピン：法務 Q&A

Question:

現地法人を設立するにあたり、注意すべき点がありますか。

Answer:

業種により外国人による出資割合の制限や最低資本金の定めがあります。想定される事業の内容に応じ、適切な構成の現地法人を設立することが重要です。

Question:

現地の事業を清算・撤退する場合に気を付ける点がありますか。

Answer:

現地事業の清算・撤退には、税務当局からのクリアランスの取得に時間を要することなどから、3年以上の期間を要することが珍しくなく、清算・撤退の完了までに相当の期間を要します。

Question:

日本の親会社から現地法人に出向する場合には、どのような手続きが必要でしょうか。

Answer:

現地法人と出向者との間で雇用契約等を締結し、労働許可及び就労ビザを取得する必要があります。

Question:

現地での従業員の雇用・解雇にあたって気を付ける点がありますか。

Answer:

フィリピンの憲法及び労働法は労働者保護に手厚い内容となっており、例えば、従業員の解雇は原則として法律に定める事由がなければできないとされています。

Question:

契約の準拠法を選択できますか。また、契約書の言語について規制がありますか。

Answer:

契約当事者は契約の準拠法及び契約の言語について自由に定めることができます。ただし、フィリピンの判例上、契

約と全く関連しない国の法律を契約の準拠法とした場合、当該準拠法の定めは無効とされるおそれがあることに注意が必要です。

Question:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めたりすることはできますか。またその際の注意点はありますか。

Answer:

原則として、契約書における仲裁条項や国際裁判管轄は当事者が自由に定めることができます。ただし、ライセンス契約など一定の契約についてフィリピン法を準拠法とすることが強制されるなど、契約の種類により制限が存在することがあります。

Question:

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することについて、規制がありますか。

Answer:

現地法人から日本の本社に行く送金は、原則として外貨建てで行う必要があります。また、投資に際して中央銀行に登録を行わない場合、送金のための外貨の調達方法が制限される場合があることに注意が必要です。

Question:

現地法人を運営するにあたって、コンプライアンス上気を付ける点はありますか。

Answer:

フィリピンにおいては、一般的に贈収賄やカルテルの禁止についての意識が高いとはいえないため、現地法人においてこれらの点について法令違反を生じさせないためには、現地法人におけるルール策定やルールの内容の周知を図る必要性が高いといえます。

Question:

現地法人の取締役について、国籍・居住地・人数等の要件は定められていますか。

Answer:

現地法人の取締役は最低 5 名が必要であり、そのうち過半数はフィリピンに居住している必要があります。また、現地法人の取締役は、現地法人の株式を少なくとも 1 株保有していなければなりません。また、外資に対する出資比率規制の対象となる現地法人については、取締役全体に占める外国人の比率は当該出資比率規制と一致させる必要があります（外資の上限が 40% の場合、取締役全体に占める外国人の比率も 40% 以下でなければならない）。

(本項の記載は、間もなく成立が見込まれている会社法改正法案において変更される可能性があります。)
